

総務委員会資料

平成25年5月29日

議案第79号

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の
一部を改正する条例の制定について

教育委員会

川崎市立川崎高等学校附属中学校入学者決定方針

教育改革推進担当

I 入学者決定の基本的な考え方

- 全市の児童に幅広くかつ平等に中高一貫教育を受ける機会を提供する趣旨を踏まえて実施する。
- 学力検査を行わず、学校の教育理念や重視する教育内容を踏まえ、学ぼうとする意欲や目的意識を重視しながら総合的かつ公正に選考する方法により実施する。
- 志願者に対して選考の機会を均等に与え、すべての志願者が同じ選考を受けられる方法により実施する。
- 中高一貫教育校への進路を選択する児童にとって、小学校生活に支障が生じたり、小学校の教育活動等に影響を生じさせたりすることのないよう配慮する。

II 入学者決定の方法

1 募集等

(1) 志願資格

志願資格については、小学校等を卒業見込みまたは修了見込みの者で、保護者とともに通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

(2) 通学区域

市内の児童に幅広く平等に中高一貫教育を受ける機会を提供する観点から、通学区域は、市内全域とする。

(3) 募集定員

募集定員は、3学級分とする。具体的な人数については、国の学級編制及び教職員定数の改善の動向を踏まえて確定する。

なお、男女別定員は原則として設けないこととする。

(4) 志願書類

志願手続に必要な書類は、次のものとする。

①入学願書

志願資格の確認や志願者本人の確認等に活用する資料となる。

②調査書

入学者の決定に活用する資料となる。

③手数料（入学検定料）

(5) 日程

募集から入学者の決定までの日程については、小・中学校の教育活動や公立高等学校入学者選抜日程等を考慮する必要があるため、関係諸機関と協議しながら決定する。

想定される日程としては、1月中旬に志願手続、2月第1週に検査実施、2月中旬に検査結果の発表・入学手続が考えられる。

2 検査の方法等

(1) 検査の内容

「作文を含めた適性検査」「面接」「調査書」を資料とし、総合的な選考によって、入学者を決定する。

作文を含めた適性検査

小学校学習指導要領に基づき小学校教育において身につけてきた、主体的に学習に取り組む態度とともに、習得している基礎的・基本的な知識や技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等、学ぶ意欲や素養・適性を総合的に測る。

面接

志願者との直接的な対話を通して、質問に対する答えの内容、受け答えの仕方や態度等から、意欲、表現力、社会性等の素養・適性を総合的に測る。

調査書

志願者の小学校での学習の状況を測る。

(2) 検査時間

検査時間については、受検する児童にとって過度の負担にならないように配慮し、小学校における学習単位時間が45分間であることから、検査1単位時間の上限を45分間とする。

(3) 合否の決定

選考資料として「作文を含めた適性検査の結果」「面接検査の結果」「調査書の記載内容」等を活用し、総合的な選考によって入学者を決定する。

なお、選考資料の活用については、選考の目的等を考慮した上で、原則となる配分を設けることとする。その比率は、開校初年度については、作文を含めた適性検査7割、面接2割、調査書1割とする。

(4) 海外からの移住者等を保護者とする受検者の扱い

海外からの移住者等を保護者とする受検者の検査の実施については、原則として通常の入学者と同一の方法とする。

ただし、通常の方法では受検が困難と認められる者については、適切な配慮を講じることとする。

(5) 障害等のある受検者の扱い

障害等のある受検者の検査の実施については、原則として通常の入学者と同一の方法とする。

ただし、通常の方法では受検が困難と認められる者については、適切な配慮を講じることとする。

3 入学手続等

(1) 入学許可

合格者に対しては「合格通知書」を交付し、入学手続きは窓口で定められた期間内に行うこととする。

(2) 入学料

入学料については、附属中学校入学段階では徴収しないこととする。

(3) 繰上げ合格

募集定員に欠員が生じた場合には、繰上げ合格者を決定し、該当者に入学の意思を確認した上で「合格通知書」を交付して入学者に充てることとする。

(4) 検査結果の情報提供

情報提供の対象は、本人及び保護者を対象とし、提供対象とする情報は、「作文を含めた適性検査の評価点」とする。

4 その他

(1) 転編入学

附属中学校への転編入学は、就学指定によって義務教育である中学校へ進学することを前提とする中で、入学者を選考により決定していることから、原則として実施しないこととする。

高等学校への転編入学は、県内公立高等学校に準じて実施する。

(2) 実施細目

入学者決定方針に基づく詳細については、今後、募集要項等において示すこととする。